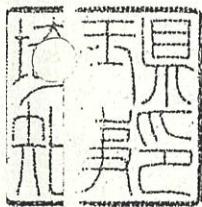


裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]



処分庁

[REDACTED] 市福祉事務所長

上記審査請求人が令和2年9月17日に提起した、上記処分庁による生活保護法第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定処分についての審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が審査請求人に対して令和2年[REDACTED]月[REDACTED]日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 事案の経緯等

- (1) 審査請求人は、単身世帯で、処分庁から法による保護を受けている。なお、審査請求人は、[REDACTED]という疾病（以下「本件疾病」という。）と、[REDACTED]を患っている。
- (2) 審査請求人は、令和2年6月4日、処分庁に対し、年齢を重ねるごとに本件疾病の症状である眠気の発作が頻繁に起こるようになり、2階にある住居（[REDACTED]（以下「本件住宅」という。））での生活は階段から転落する危険性があるので、1階の住居に転居したい旨を要望した（乙第5号証）。
- (3) 処分庁は、同月18日、審査請求人が本件疾病の治療のため通院している[REDACTED]の[REDACTED]医師（以下「本件主治医1」という。）に対し、審査請求人の本件疾病の病状について照会（以下「本件病状調査1」という。）したところ、本件主治医1からは、「[REDACTED]が増えており、階段の昇降時の不慮の事故が起こる可能性がより高まっている。よって、居宅先については、階段の使用を要さない1階の居室を使用することが望ましい。」とし、就労については「今後少なくとも5年間は就労不能」との回答があった（乙第1号証）。
- (4) 処分庁は、同月25日、処分庁の精神科の嘱託医である[REDACTED]医師（以下「本件嘱託医1」という。）に対し、本件病状調査1の結果について意見を聴いたところ、本件嘱託医1からは、本件主治医1が転居が望ましいと言うのであれば転居を認めてもよいのではないか、しかし、転居によってけがをするリスクがどれだけ軽減できるかは判断が難しいとの意見があった（乙第3号証）。
- (5) 処分庁は、同年7月30日、ケース診断会議を開催し、本件病状調査1の結果及び本件嘱託医1の意見を基に検討した結果、現時点で審査請求人の転居の必要性は認められないと判断し（乙第3号証）、その旨を審査請求人に伝えた。

- (6) 審査請求人は、同年9月7日、処分庁に対し、転居希望先の賃貸住宅の新規契約精算明細書等を添付して、住宅扶助費を支給することを求める保護変更申請（以下「本件申請」という。）を行った（甲第2号証）。
- (7) 処分庁は、同月8日、審査請求人が定期的に通院している[REDACTED]整形外科の[REDACTED]医師（以下「本件主治医2」という。）に対し、審査請求人の[REDACTED]の病状について照会（以下「本件病状調査2」という。）したところ、本件主治医2からは、「月1～2回の通院で足のしびれ等の症状は見られるが、歩行に支障はない」との回答があった（乙第2号証）。
- (8) 処分庁は、同月10日、処分庁の一般の嘱託医である[REDACTED]医師（以下「本件嘱託医2」という。）に対し、本件病状調査2の結果について意見を聴いたところ、本件嘱託医2からは、健常者であっても階段の昇り降り時には転倒の危険性があると言えるため、審査請求人が身体的に歩行に問題がないのであれば、転居の必要性はないとの意見があった（乙第4号証）。
- (9) 処分庁は、同月11日、ケース診断会議を開催し、本件病状調査2の結果及び本件嘱託医2の意見を基に検討した結果、現時点での審査請求人の転居の必要性は認められないと判断した（乙第4号証）。
- (10) 処分庁は、同月[REDACTED]日付けで、審査請求人に対し、本件申請を却下する旨の本件処分を行った。本件処分の通知書（以下「本件処分通知書」という。）には、処分の理由として、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」に該当しないため。[REDACTED]様は、月に1度、問題なく[REDACTED]までかかりつけ医に通院されていること、月2回マンションの清掃業に問題なく従事されていること、現住居での日常生活において、特段問題なく生活をされており、病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に当たらないため。」と記載されていた（甲第1号証）。
- (11) 審査請求人は、同月17日、埼玉県知事に対し、本件処分の取消しを求め

る本件審査請求をした。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件疾病が原因で[REDACTED]ため、階段を利用する本件住宅での生活は危険であり、1階の住居に転居するための住宅扶助を受けたい。通院や仕事が可能だから転居を認めないとする処分庁の本件処分の却下の理由は、論点をずらしていると思われる。本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

本件主治医1からは、「今後少なくとも5年間は就労不能」との意見があったが、審査請求人は、平成27年6月から現在まで継続して就労を続けており、本件病状調査1の結果は審査請求人の生活実態と大きく掛け離れている。これは、審査請求人が本件主治医1に正確な生活実態を伝えていないことが原因である可能性があり、本件主治医1が審査請求人の生活実態を把握した上で意見しているとは言えず、本件病状調査1の結果を支給可否の判断の根拠として採用することは難しい。

本件嘱託医1からは、本件主治医1が転居が望ましいとしているのであれば認めてよいという意見がある一方で、転居によってけがのリスクが軽減されるかの判断は難しいという意見があり、転居が必要とは言えない。加えて、本件主治医2及び本件嘱託医2からは、転居の必要はないとの意見があったため、審査請求人が病気療養上転居が必要な状況であるとは言えない。

また、審査請求人は[REDACTED]歳で高齢であるものの、月2回マンション清掃の就労を継続し、[REDACTED]への月1回の電車と徒歩による通院も問題なく行っており、その他日常生活についても問題は見られない。身体障害者手帳及び要介護認定もない。

審査請求人は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月の保護開始から現在まで、2回転居しており

(乙第7号証、乙第8号証)、本件住宅には8年間居住している。本件疾病の症状は生活保護受給開始前からあったにもかかわらず、本件住宅と前居住地ともに2階の部屋を自ら選んで決め、転居していることから、本件疾病の症状と転居の必要性との間に因果関係がないことは審査請求人自らが過去に証明しており、今回の訴えと矛盾する。

また、令和2年4月に本件疾病の症状による[REDACTED]によって電柱にぶつかったとの話を聴取したが、このけがと2階に住んでいたこと、階段があることとの間に因果関係はなく、居宅生活においてある程度けがのリスクがあることは本人も承知しており、これまで問題なく生活をしてきた実績があることから、本件疾病の症状と転居の必要性との間には因果関係が認められない。仮に、本件疾病を患っていることのみを理由に一度支給決定をした場合、[REDACTED]によるけがのリスクがあるため、いつでも何度も転居を可能にしてしまうことになり、他の生活保護受給者や近隣地域住民との均衡を保つことが困難となり、結果として適正な保護の実施が困難となる。

以上のことから、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」に該当しないこと、加えて、転居によってけがのリスク軽減が期待できないこと、また、高齢者である審査請求人の転居が肉体的・精神的な負担を強いるため、法第1条の目的にある自立の助長につながらないと認められること、また、申請却下の決定の過程において、2度のケース診断会議（令和2年7月30日、同年9月11日）を実施し、組織的な検討を行った上で、審査請求人の申請を却下することとした。

第3 理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対

して、住居、補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲において行われる（法第14条）。

(2) 被保護者が転居に際し、敷金等を必要とする場合で、特別基準額以内の家賃又は間代を必要とする住居に転居するときは、特別基準額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差し支えないこととされている（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）力）。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問30答には、局長通知第7の4（1）力にいう「転居に際し、敷金等を必要とする場合」として18の要件が列挙されており、本件に関わるものとして次の要件が規定されている。

「12 病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」

2 本件処分の違法性又は不当性の有無について

(1) 被保護者に敷金等の転居費用を住宅扶助として支給することができるのは、「被保護者が転居に際し敷金等を必要とする場合」（局長通知第7の4（1）力）として、課長通知第7問30答各号に列挙された要件に該当する場合に限られるとされている。そして、この要件に該当するか否かの判断は、被保護者の生活実態を知悉する保護の実施機関の合理的な裁量に委ねられていると言うべきであって、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実の基礎を欠くか、又は、事実に対する評価が合理性を欠くこと等によりその内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められる場合には、裁量権の行使としてされた処分が違法なもの

のになると解される。

(2) 本件について見ると、本件病状調査1において、本件主治医1は、審査請求人の本件疾病の病状について、███████████が増えており、階段の昇降時の不慮の事故が起こる可能性がより高まっているとして、就労の可能性について、今後少なくとも5年間は就労不能であるとし、居宅については、階段の使用を要さない1階の居室を使用することが望ましいとしている。また、審査請求人が、本件申請時点で████歳と高齢で████も患っており、令和2年4月に発作により倒れて電柱にぶつかり目にあざができたことや、年齢の影響で発作の頻度が多くなり、側溝に落ちたり電柱にぶつかったりすることが多くなっていることを処分庁に申し出ていることも併せ考慮すれば、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合又は高齢者若しくは身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められる場合」(課長通知第7問30答12号)に該当し、「転居に際し、敷金等を必要とする場合」(局長通知第7の4(1)力)に該当すると認める余地は十分にあったといえる。

(3) 処分庁は、本件主治医1から「今後少なくとも5年間は就労不能」との意見があったことについて、審査請求人が平成27年6月から現在まで継続して就労を続けていることから、本件主治医1が審査請求人の生活実態を正確に把握した上で意見しているとは言えず、本件病状調査1の結果を支給可否の判断の根拠として採用することは難しいと主張する。

しかし、審査請求人が行っている就労は、マンションの清掃業務を1か月に2回程度行うものであるが、この程度の就労を行うことができることが、本件主治医1がいう「就労不能」と必ずしも矛盾するとはいえない。また、本件主治医1は、平成16年以前から長年に渡り審査請求人の診療をしていることからすれば、審査請求人の生活実態を正確に把握して本件疾病の治療に当たっていると判断するのが社会通念に照らし妥当と解されるが、本件に

現れた記録を見る限り、この判断を覆すに足りる的確な証拠は見当たらず、処分庁が本件主治医1の意見の信用性について十分な調査を尽くした形跡は認められない。

したがって、本件病状調査1の結果を支給可否の判断の根拠として採用しなかった処分庁の判断は、合理性を欠くといわざるを得ない。

(4) また、処分庁は、本件嘱託医1、本件主治医2及び本件嘱託医2（以下「本件嘱託医等」という。）から、審査請求人の転居の必要性について否定的な意見があつたことを本件処分の理由に挙げている。

しかし、精神科の本件嘱託医1は、本件主治医1が転居が望ましいと言うのであれば認めてよいと述べている一方で、転居により怪我のリスクを軽減できるかについては判断が難しいとして転居の必要性についての判断を留保しているにもかかわらず、処分庁において本件嘱託医に対し判断を求めた形跡は認められない。また、本件主治医2及び本件嘱託医2は、いずれも精神科の医師ではないので、社会通念に照らすと、審査請求人の本件疾病の病状について本件主治医1よりも適切な診断ができるとは認めがたい。したがって、本件嘱託医等の意見は、審査請求人の本件疾病の病状について適切に診断し得る立場にある本件主治医1の意見を否定する根拠とはなり得ない。

それにもかかわらず、本件主治医1の意見ではなく、本件嘱託医等からの意見を支給可否の判断の根拠として採用した処分庁の判断は、合理性を欠くというべきである。

(5) 以上から、本件処分は、本件住宅が審査請求人の病気療養上著しく環境条件が悪いと認められる場合に該当するかの判断において、その判断要素の選択や事実に対する評価が合理性を欠くことにより、その内容が社会通念に照らし妥当性を欠くものと認められるため、本件申請を却下した処分庁の判断は違法なものであり、本件処分は取消しを免れない。

(6) 本件処分の手続法上の適法性

本件処分は、法第24条第9項で準用する同条第3項の規定に基づく保護変更申請却下決定であることから、同条第4項により決定通知に理由を付さなければならない。

本件処分の通知書には、「2 保護却下の理由」欄に、前記第1の2(10)のとおり記載されているが、この記載では、事実関係は記載されているものの、根拠となる処理基準の記載が不十分であり、この事実関係にいかなる法規を適用して本件処分がされたのかを、処分の相手方においてその記載から了知することはできないといわざるを得ない。

したがって、上記の記載は法第24条第4項に定める理由の付記として不十分というべきであり、本件処分は、法第24条第4項に違反する違法な処分であり、取消しを免れない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により主文のとおり裁決する。

令和3年5月19日

審査庁 埼玉県知事 大野元裕

